

裁判例 コメントール 刑事訴訟法

第3巻

〔§271～§350の29〕

監 修 井上 正仁

編集代表 河村 博

酒巻 匡

原田 國男

廣瀬 健二

編集委員 大島 隆明

三浦 守

立花書房

「裁判例コンメンタール」の発刊にあたって

現行刑事訴訟法が1949年1月1日に施行されてから66年の歳月が経過した。この現行法は、憲法の人権規定を受け、またアメリカ法に倣って、起訴状一本主義や訴因制度、伝聞法則などの新奇な制度を採り入れる一方で、第2次大戦終結直後の混乱期に、比較的短期間の作業によりあわただしく起案され、制定されたものであったことから、旧法の構成や規定がそのまま残されたというところも多々あり、全体として一つの基本的方向性で統一され整合性のとれたものとなっているかは疑問とする余地もないわけではなかった。

現に、当初は、現行法の基本的方向性をめぐって盛んな議論が闘わされるとともに、実際の訴訟上も、現行法の内容を成す規定や手続について、上位規範である憲法の人権規定や基本原則との適合性が問われることが少なくなく、これに応じて、多くの裁判例が産み出された。次いで、施行後数年の運用の実情を踏まえて、刑事訴訟法の内容自体にも見直しが行なわれ、その結果、1953年に中規模の法改正が行われたが、それ以降40年余にわたり、ごく小規模の手直しを除き、実質的な法改正が行なわれることはなかった。ところが、世は高度成長からバブル崩壊、グローバル化と大きく変動し、科学技術の急速な発展・普及や情報化、人々の意識や価値観の変化、犯罪の組織化・複雑化などに伴い、刑事手続上も、運用上生じる数々の紛糾や疑義に加えて、現行法制定時には予測されていず、あるいは、既存の法規では必ずしも対処し切れないような新たな問題や課題も数多く生じてきた。このような状況の下で、「ピラミッドのように沈黙する」立法の代わりに、「スフィンクスさながらに」奮闘し（松尾浩也教授の言葉）、その空隙を埋めようとしてきたのが裁判例であった。

その後、1990年代後半に至り、組織犯罪対策の一環としての刑事訴訟法の一部改正と通信傍受法の成立を皮切りに、抑えられてきたマグマがいきなり噴出したかのごとく刑事立法が活発化し、犯罪被害者等の保護・地位強化を目的とする刑事訴訟法の一部改正などを経て、司法制度改革の一環としての

裁判員法の制定や刑事訴訟法のかなりの規模の改正、検察審査会法の実質的改正という画期的な法改正が実現したが、これらによってもたらされた新たな制度や手続が更に、裁判例の一層目覚ましい展開を呼び起こしつつある。

このように、刑事訴訟法分野では、他の実定法分野にも増して、裁判例の果たしてきた役割は大きく、法規も、これらの裁判例を視野に入れ、それらと有機的に結びつけて捉えることによってはじめて、生きた刑事訴訟法を真に理解し、実際にも有効に活用することが可能になるものといってよい。刑事訴訟法に関する裁判例を各条項ごとに集成・整理して検討を加え、その趣旨や意義を明らかにすることにより、刑事手続の適正な運用と現実の事案に即した問題解決に資することを目的として編まれた本書が、そのような理解の手引きになればと思う。

2015年2月

井上 正仁

刑法及び刑事訴訟法等の令和4・5年改正について

本書の制作中において刑法及び刑事訴訟法等の改正（令4法67、令5法28・66等）があったが、解説本文で触れる余裕はないので、改正法の概要を付録1・2として末尾に付すとともに、改正後の条文を「点線の囲み」にて付記することとしたので参照されたい。

また、各改正の施行時期について、各囲みの末尾に下表「区分」欄の数字を付してあるので、併せて参照されたい。なお、刑事訴訟規則の改正については、令和6年2月15日(91条のみ同年5月16日まで)に施行されている。

〈施行期日一覧表〉

施行期日	改正項目	区分
令和5年5月17日施行	○ 刑の時効の停止に関する規定の整備	①
令和5年6月6日施行	○ 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告後における裁量保釈の要件の明確化 ○ 逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等	②
令和5年7月13日施行	○ 被害者特定事項の非公開	③
令和5年11月15日施行	○ 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設等 ○ 保釈等をされている被告人に対する報告命令制度の創設 ○ 保釈等の取消し及び保証金の没取に関する規定の整備 ○ 控訴審における判決宣告期日への被告人の出頭の義務付け等 ○ 裁判の執行に関する調査手法の充実化等	④
令和5年12月15日施行	○ 書面の証拠能力	⑤
令和6年2月15日施行	○ 犯罪被害者等の情報を保護するための法整備	⑥
令和6年5月15日施行	○ 保釈等をされている被告人の監督者制度の創設	⑦
令和7年5月16日までに施行	○ 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設	⑧
令和7年6月1日施行	○ 拘禁刑の創設	⑨
令和6年12月12日施行	○ 大麻取締法の名称変更	⑩
令和10年5月16日までに施行	○ 位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設	⑪

※ 令和6年4月15日現在

裁判例コンメンタール刑事訴訟法 第3巻（第271条～第350条の29） 目次

※本文中、条文ごとに細目次があります。

「裁判例コンメンタール」の発刊にあたって
 刑法及び刑事訴訟法等の令和4・5年改正について
 凡 例

第2編 第一審（続）

第3章 公判

前 説	廣瀬健二	3
第1節 公判準備及び公判手続		
第271条 起訴状謄本の送達、不送達と公訴提起の失効	廣瀬健二	6
規第176条（起訴状の謄本の送達等・法第271条）		
第272条 弁護士選任権等の告知	廣瀬健二	21
規第177条（弁護士選任に関する通知・法第272条等）		
規第178条（弁護人のない事件の処置・法第289条等）		
第273条 公判期日の指定、召喚・通知	廣瀬健二	24
規第178条の2（第1回公判期日前における訴訟関係人の準備）		
規第178条の3（検察官、弁護人の氏名の告知等）		
規第178条の4（第1回公判期日の指定）		
規第178条の5（審理に充てることのできる見込み時間の告知）		
規第178条の6（第1回公判期日前における検察官、弁護人の準備の内容）		
規第178条の7（証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合等）		
規第178条の8（証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知・法第299条の4）		
規第178条の9（証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第299条の5）		
規第178条の10（証人等の呼称又は連絡先の通知・法第299条の6）		
規第178条の11（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）		

規第178条の12 (証拠決定された証人等の氏名等の通知)		
規第179条の2 削除		
規第179条の3 (公判期日に出頭しない者に対する処置)		
第274条 召喚状送達の擬制	廣瀬健二	36
第275条 期日の猶予期間	廣瀬健二	37
規第179条 (第1回の公判期日・法第275条)		
第276条 公判期日の変更	廣瀬健二	38
規第179条の4 (公判期日の変更の請求・法第276条)		
規第179条の5 (私選弁護士差支の場合の処置・法第289条等)		
規第179条の6 (国選弁護士差支の場合の処置・法第36条等)		
規第180条 (期日変更についての意見の聴取・法第276条)		
規第181条 (期日変更請求の却下決定の送達・法第276条)		
第277条 不当な期日変更に対する救済	廣瀬健二	43
規第182条 (公判期日の不変更・法第277条)		
第278条 不出頭と診断書の提出	廣瀬健二	43
規第183条 (不出頭の場合の資料・法第278条)		
規第184条 (診断書の不受理等・法第278条)		
規第185条 (不当な診断書・法第278条)		
規第186条 (準用規定)		
第278条の2 検察官・弁護人に対する出頭在廷命令	菊池浩	45
規第303条 (検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置)		
第279条 公務所等に対する照会	廣瀬健二	50
第280条 勾留に関する処分	廣瀬健二	51
規第167条 (逮捕状、勾留状の差出・法第280条)		
規第187条 (勾留に関する処分をすべき裁判官・法第280条)		
規第302条 (裁判官の権限)		
第281条 期日外の証人尋問	廣瀬健二	55
規第108条 (尋問事項の告知等・法第158条)		
規第109条 (職権による公判期日外の尋問・法第158条)		
規第126条 (公判期日外の尋問調書の閲覧等・法第159条)		
第281条の2 被告人の退席	廣瀬健二	59
第281条の3 開示された証拠の管理	村中孝一	60
第281条の4 開示された証拠の目的外使用の禁止	村中孝一	61
第281条の5 目的外使用の罪	村中孝一	64

第281条の6 連日的開廷の確保	村中孝一	65
第282条 公判廷	廣瀬健二	65
第283条 被告人である法人と代理人の出頭	廣瀬健二	68
第284条 軽微事件における出頭	廣瀬健二	69
規第216条（判決宣告期日の告知・法第284条等）		
規第222条（判決の通知・法第284条）		
第285条 出頭義務とその免除	廣瀬健二	70
規第216条（判決宣告期日の告知・法第284条等）		
第286条 被告人の出頭	廣瀬健二	73
第286条の2 出頭拒否と公判手続	廣瀬健二	74
規第187条の2（出頭拒否の通知・法第286条の2）		
規第187条の3（出頭拒否についての取調べ・法第286条の2）		
規第187条の4（不出頭のままで公判手続を行う旨の告知・法第286条の2）		
第287条 身体の不拘束	廣瀬健二	77
第288条 被告人の在廷義務、法廷警察権	廣瀬健二	78
規第215条（公判廷の写真撮影等の制限）		
第289条 必要的弁護	廣瀬健二	81
規第178条（弁護人のない事件の処置・法第289条等）		
規第179条の5（私選弁護人差支の場合の処置・法第289条等）		
規第179条の6（国選弁護人差支えの場合の処置・法第36条等）		
第290条 任意的国選弁護	廣瀬健二	94
第290条の2 公開の法廷での被害者特定事項の秘匿	吉田雅之	95
規第196条の2（法第290条の2第1項の申出がされた旨の通知の方式）		
規第196条の3（公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知・法第290条の2）		
規第196条の4（呼称の定め・法第290条の2）		
規第196条の5（決定の告知・法第290条の2）		
第290条の3 公開の法廷での証人等特定事項の秘匿	吉田雅之	100
規第196条の6（公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知・法第290条の3）		
規第196条の7（呼称の定め・法第290条の3）		
規第196条の8（決定の告知・法第290条の3）		
第291条 冒頭手続	廣瀬健二	104
規第196条（人定質問）		

規第197条（被告人の権利保護のための告知事項・法第291条）	
規第208条（釈明等）	
第291条の2 簡易公判手続の決定	廣瀬健二 114
規第197条の2（簡易公判手続によるための処置・法第291条の2）	
第291条の3 決定の取消	廣瀬健二 119
第292条 証拠調べ	廣瀬健二 121
第292条の2 被害者等の意見の陳述	廣瀬健二 123
規第44条（公判調書の記載要件・法第48条）	
規第210条の2（意見陳述の申出がされた旨の通知の方式・法第292条の2）	
規第210条の3（意見陳述が行われる公判期日の通知）	
規第210条の4（意見陳述の時間）	
規第210条の5（意見の陳述に代わる措置等の決定の告知）	
規第210条の6（意見を記載した書面が提出されたことの通知）	
規第210条の7（準用規定）	
第293条 弁論	廣瀬健二 126
規第211条（最終陳述・法第293条）	
規第211条の2（弁論の時期）	
規第211条の3（弁論の方法）	
規第212条（弁論時間の制限）	
第294条 訴訟指揮権	廣瀬健二 130
規第208条（釈明等）	
規第277条（審理の方針）	
規第303条（検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置）	
第295条 弁論の制限等	廣瀬健二 135
規第199条の14（関連性の明示）	
第296条 検察官の冒頭陳述	大谷晃大=加藤俊治 140
規第198条（弁護人等の陳述）	
[裁判員の参加する刑事裁判に関する法律] 第55条（冒頭陳述に当たっての義務）	
第297条 証拠調べの範囲・順序・方法の予定と変更	廣瀬健二 149
規第198条の2（争いのない事実の証拠調べ）	
規第198条の3（犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べ）	
規第198条の4（取調べの状況に関する立証）	
規第199条（証拠調の順序）	

第298条 証拠調べの請求、職権証拠調べ	藤宗和香	153
規第188条（証拠調べの請求の時期・法第298条）		
規第188条の2（証拠調べを請求する場合の書面の提出・法第298条）		
規第188条の3（証人尋問の時間の申出・法第298条）		
規第189条（証拠調べの請求の方式・法第298条）		
規第189条の2（証拠の厳選・法第298条）		
規第190条（証拠決定・法第298条等）		
規第191条（証拠決定の送達）		
規第191条の2（証人等の出頭）		
規第191条の3（証人尋問の準備）		
規第192条（証拠決定についての提示命令）		
規第193条（証拠調べの請求の順序・法第298条）		
規第198条の2（争いのない事実の証拠調べ）		
規第198条の3（犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べ）		
規第198条の4（取調べの状況に関する立証）		
第299条 同前と当事者の権利	廣瀬健二	183
規第178条の6（第1回公判期日前における検察官、弁護人の準備の内容）		
規第178条の7（証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合等）		
第299条の2 証人等の身体・財産への加害行為等の防止のための配慮	大谷晃大=加藤俊治	187
第299条の3 証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請	吉田雅之	188
第299条の4 証人等の氏名・住居の開示に係る措置	吉田雅之	190
規第178条の8（証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知・法第299条の4）		
第299条の5 裁判所による裁定	吉田雅之	200
規第178条の9（証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第299条の5）		
第299条の6 書類・証拠物の閲覧・謄写等の制限	吉田雅之	205
規第178条の10（証人等の呼称又は連絡先の通知・法第299条の6）		
規第178条の11（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）		
規第178条の12（証拠決定された証人等の氏名等の通知）		
第299条の7 条件違反等に対する処置	吉田雅之	213
第300条 証拠調べの請求の義務	藤宗和香	214
第301条 自白と証拠調べの請求の制限	廣瀬健二	219
第301条の2 取調べ等の録音・録画と記録媒体の証拠調べの請求		

.....	廣瀬健二	222
第302条 捜査記録の一部についての証拠調べの請求	廣瀬健二	228
第303条 公判準備の結果と証拠調べの必要	廣瀬健二	229
第304条 人的証拠に対する証拠調べの方式	廣瀬健二	231
規第106条（尋問事項書・法第304条等）		
規第107条（請求の却下）		
規第199条の2（証人尋問の順序・法第304条）		
規第199条の3（主尋問・法第304条等）		
規第199条の4（反対尋問・法第304条等）		
規第199条の5（反対尋問の機会における新たな事項の尋問・法第304条）		
規第199条の6（供述の証明力を争うために必要な事項の尋問・法第304条）		
規第199条の7（再主尋問・法第304条等）		
規第199条の8（補充尋問・法第304条）		
規第199条の9（職権による証人の補充尋問・法第304条）		
規第199条の10（書面又は物の提示・法第304条等）		
規第199条の11（記憶喚起のための書面等の提示・法第304条等）		
規第199条の12（図面等の利用・法第304条等）		
規第199条の13（証人尋問の方法・法第304条等）		
規第200条（陪席裁判官の尋問・法第304条）		
規第201条（裁判長の尋問・法第304条）		
規第203条（訴訟関係人の尋問の機会・法第304条）		
第304条の2 被告人の退廷	廣瀬健二	240
規第202条（傍聴人の退廷）		
第305条 証拠書類の取調べ方法	廣瀬健二	242
規第203条の2（証拠書類等の取調の方法・法第305条等）		
第306条 証拠物の展示	廣瀬健二	255
第307条 証拠物に対する証拠調べの方法	廣瀬健二	258
第307条の2 簡易公判手続による場合の特例	廣瀬健二	260
規第203条の3（簡易公判手続による場合の特例・法第307条の2）		
第308条 証拠の証明力を争う機会	廣瀬健二	262
規第204条（証拠の証明力を争う機会・法第308条）		
第309条 証拠調べに関する異議申立	廣瀬健二	267
規第205条（異議申立の事由・法第309条）		
規第205条の2（異議申立の方式、時期・法第309条）		
規第205条の3（異議申立に対する決定の時期・法第309条）		

規第205条の4 (異議申立が不適法な場合の決定・法第309条)	
規第205条の5 (異議申立が理由のない場合の決定・法第309条)	
規第205条の6 (異議申立が理由のある場合の決定・法第309条)	
規第206条 (重ねて異議を申し立てることの禁止・法第309条)	
規第207条 (職権による排除決定)	
第310条 証拠書類及び証拠物の提出	廣瀬健二 286
第311条 被告人の黙秘権及び任意の供述	廣瀬健二 292
第312条 訴因・罰条の追加・撤回・変更	杉田宗久=河原俊也 300
規第209条 (訴因、罰条の追加、撤回、変更・法第312条)	
第313条 弁論の分離・併合・再開	廣瀬健二 372
規第210条 (弁論の分離・法第313条)	
規第214条 (弁論の再開請求の却下決定の送達)	
第313条の2 併合事件における弁護人選任の効力	田野尻猛 386
第314条 公判手続の停止	廣瀬健二 388
第315条 公判手続の更新	廣瀬健二 400
規第213条 (公判手続の更新)	
規第213条の2 (更新の手続)	
規第217条 (破棄後の手続)	
第315条の2 簡易公判手続の決定の取消しと手続の更新	廣瀬健二 415
第316条 訴訟手続の効力	廣瀬健二 418

第2節 争点及び証拠の整理手続

第1款 公判前整理手続

第1目 通則

第316条の2 公判前整理手続の決定と方法	加藤経将=江見健一 421
規第217条の2 (審理予定の策定・法第316条の2等)	
規第217条の3 (公判前整理手続に付する旨の決定等についての意見の聴取・法第316条の2)	
規第217条の4 (公判前整理手続に付する旨の決定等の送達・法第316条の2)	
規第217条の19 (公判前整理手続に付された場合の特例・法第316条の2)	
第316条の3 公判前整理手続の目的	加藤経将=江見健一 424
規第217条の30 (審理予定に従った公判の審理の進行)	
第316条の4 必要的弁護	加藤経将=江見健一 425

規第217条の5 (弁護人を必要とする旨の通知・法第316条の4等)	
第316条の5 公判前整理手続の内容	加藤経将=江見健一 427
規第217条の13 (公判前整理手続期日における決定等の告知)	
規第217条の14 (決定の告知・法第316条の5)	
第316条の6 公判前整理手続期日の決定と変更	加藤経将=江見健一 432
規第217条の6 (公判前整理手続期日の指定・法第316条の6)	
規第217条の7 (公判前整理手続期日の変更の請求・法第316条の6)	
規第217条の8 (公判前整理手続期日の変更についての意見の聴取・法第316条の6)	
規第217条の9 (公判前整理手続期日の変更に関する命令の送達・法第316条の6)	
規第217条の10 (公判前整理手続期日の不変更・法第316条の6)	
第316条の7 公判前整理手続期日の出席者	加藤経将=江見健一 434
第316条の8 弁護人の選任	加藤経将=江見健一 434
第316条の9 被告人の出席	加藤経将=江見健一 436
規第217条の11 (被告人の公判前整理手続期日への出頭についての通知・法第316条の9)	
第316条の10 被告人の意思確認	加藤経将=江見健一 437
第316条の11 受命裁判官	加藤経将=江見健一 439
規第217条の12 (公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定の送達・法第316条の11)	
第316条の12 調書の作成	加藤経将=江見健一 440
規第217条の15 (公判前整理手続調書の記載要件・法第316条の12)	
規第217条の16 (公判前整理手続調書の署名押印、認印・法第316条の12)	
規第217条の17 (公判前整理手続調書の整理・法第316条の12)	
規第217条の18 (公判前整理手続調書の記載に対する異議申立て等・法第316条の12)	

第2目 争点及び証拠の整理

第316条の13 検察官による証明予定事実の提示と証拠調請求	加藤経将=江見健一 443
規第217条の20 (証明予定事実等の明示方法・法第316条の13等)	
規第217条の21 (証明予定事実の明示における留意事項・法第316条の13等)	
規第217条の22 (期限の告知・法第316条の13等)	
規第217条の23 (期限の厳守・法第316条の13等)	
第316条の14 検察官請求証拠の開示、証拠の一覧表の交付	加藤経将=江見健一 448
第316条の15 検察官請求証拠以外の証拠の開示	加藤経将=江見健一 451
規第217条の26 (証拠不開示の理由の告知・法第316条の15等)	

第316条の16	検察官請求証拠に対する被告人・弁護人の意見表明	
	加藤経将 = 江見健一 467
	規第217条の24 (期限を守らない場合の措置・法第316条の16等)	
第316条の17	被告人・弁護人による主張の明示と証拠調請求	
	加藤経将 = 江見健一 469
第316条の18	被告人・弁護人請求証拠の開示 加藤経将 = 江見健一 472
第316条の19	被告人・弁護人請求証拠に対する検察官の意見表明	
	加藤経将 = 江見健一 473
第316条の20	争点に関連する証拠の開示 加藤経将 = 江見健一 474
第316条の21	検察官による証明予定事実の追加・変更	
	加藤経将 = 江見健一 481
第316条の22	被告人・弁護人による主張の追加・変更	
	加藤経将 = 江見健一 483
第316条の23	証人等の保護のための配慮 加藤経将 = 江見健一 485
	規第217条の25 (証人等の氏名及び住居の開示に関する措置に係る準用規定・法第316条の23)	
第316条の24	争点及び証拠の整理結果の確認 加藤経将 = 江見健一 487
	第3目 証拠開示に関する裁定	
第316条の25	開示方法等の指定 加藤経将 = 江見健一 487
	規第217条の27 (証拠開示に関する裁定の請求の方式・法第316条の25等)	
第316条の26	開示命令 加藤経将 = 江見健一 490
第316条の27	証拠及び証拠の標目の提示命令 加藤経将 = 江見健一 493
	規第217条の28 (証拠標目一覧表の記載事項・法第316条の27)	
	第2款 期日間整理手続	
第316条の28	期日間整理手続の決定と進行 加藤経将 = 江見健一 496
	規第217条の29 (準用規定)	
	第3款 公判手続の特例	
第316条の29	必要的弁護 加藤経将 = 江見健一 500
第316条の30	被告人・弁護人による冒頭陳述 加藤経将 = 江見健一 500
第316条の31	整理手続の結果の顕出 加藤経将 = 江見健一 501
	規第217条の31 (公判前整理手続等の結果を明らかにする手続・法第316条の31)	
第316条の32	整理手続終了後の証拠調請求の制限	

.....	加藤経将=江見健一	502
規第217条の32 (やむを得ない事由の疎明・法第316条の32)		
規第217条の33 (やむを得ない事由により請求することができなかつた証拠の取調べの請求・法第316条の32)		

第3節 被害者参加

第316条の33 被告事件の手続への被害者参加	岡本章=加藤俊治	507
規第217条の34 (被害者参加の申出がされた旨の通知の方式・法第316条の33)		
規第217条の40 (決定の告知・法第316条の33等)		
第316条の34 被害者参加人等の公判期日への出席	岡本章=加藤俊治	510
規第217条の35 (委託の届出等・法第316条の34等)		
規第217条の36 (代表者選定の求めの記録化・法第316条の34)		
規第217条の37 (選定された代表者の通知・法第316条の34)		
第316条の35 被害者参加人等の意見に対する検察官の説明義務		
.....	岡本章=加藤俊治	512
第316条の36 被害者参加人等による証人尋問	岡本章=加藤俊治	513
第316条の37 被害者参加人等による被告人への質問		
.....	岡本章=加藤俊治	514
第316条の38 被害者参加人等による弁論としての意見陳述		
.....	岡本章=加藤俊治	516
規第217条の38 (意見陳述の時期・法第316条の38)		
規第217条の39 (意見陳述の時間・法第316条の38)		
第316条の39 被害者参加人への付添い、遮へいの措置		
.....	岡本章=加藤俊治	517

第4節 証拠

第317条 証拠裁判主義	廣瀬健二	519
第318条 自由心証主義	秋吉淳一郎	574
第319条 自白の証拠能力・証明力	秋吉淳一郎	611
第320条 伝聞証拠と証拠能力の制限	廣瀬健二	652
第321条 被告人以外の者の供述書・供述録取書の証拠能力		
.....	山室恵=大川隆男	666

第321条の2	ビデオリンク方式による証人尋問調書の証拠能力		
.....	山室恵 = 大川隆男	711	
第322条	被告人の供述書・供述録取書の証拠能力	山室恵 = 大川隆男 715
第323条	その他の書面の証拠能力	山室恵 = 大川隆男 730
第324条	伝聞の供述	山室恵 = 大川隆男 740
第325条	供述の任意性の調査	山室恵 = 大川隆男 751
第326条	当事者の同意と書面供述の証拠能力	山室恵 = 大川隆男 754
第327条	合意による書面の証拠能力	山室恵 = 大川隆男 775
第328条	証明力を争うための証拠	山室恵 = 大川隆男 776

第5節 公判の裁判

第329条	管轄違いの判決	大島隆明 = 廣瀬健二 783
第330条	管轄違い言渡しの制限(1)	大島隆明 791
第331条	管轄違い言渡しの制限(2)	大島隆明 793
第332条	移送の決定	大島隆明 = 廣瀬健二 794
第333条	刑の言渡しの判決、刑の執行猶予の言渡し	大島隆明 = 廣瀬健二 800
	規第220条 (上訴期間等の告知)		
	規第220条の2 (保護観察の趣旨等の説示・法第333条)		
	規第221条 (判決宣告後の訓戒)		
	規第222条 (判決の通知・法第284条)		
	規第222条の2 (刑法第25条の2第1項の規定による保護観察の判決の通知等)		
	規第222条の3 (保護観察の成績の報告)		
第334条	刑の免除の判決	大島隆明 = 廣瀬健二 815
第335条	有罪判決に示すべき理由	廣瀬健二 817
	規第218条 (判決書への引用)		
	規第218条の2		
	規第219条 (調書判決)		
第336条	無罪の判決	大島隆明 = 廣瀬健二 890
第337条	免訴の判決	廣瀬健二 909
第338条	公訴棄却の判決	廣瀬健二 932
第339条	公訴棄却の決定	廣瀬健二 968

規第219条の2（公訴棄却の決定の送達の特例・法第339条）	
第340条 公訴取消しによる公訴棄却と再起訴の要件	大島隆明 974
第341条 被告人の陳述を聴かない判決	大島隆明＝廣瀬健二 981
第342条 判決の宣告	廣瀬健二 991
規第35条（裁判の宣告）	
規第220条（上訴期間等の告知）	
規第220条の2（保護観察の趣旨等の説示・法第333条）	
規第221条（判決宣告後の訓戒）	
第343条 禁錮以上の刑の宣告と保釈等の失効	大島隆明＝廣瀬健二 1003
規第91条（保証金の還付・法第96条、第343条等）	
規第92条の2（禁錮以上の刑に処せられた被告人の収容手続・法第98条）	
第344条 禁錮以上の刑と権利保釈等の不適用	大島隆明＝廣瀬健二 1012
第345条 無罪等の宣告と勾留状の失効	大島隆明＝廣瀬健二 1015
第346条 没収の言渡しが無い押収物	大島隆明 1026
第347条 押収物還付の言渡し	大島隆明＝廣瀬健二 1029
第348条 仮納付の裁判	大島隆明 1039
第349条 刑の執行猶予取消しの手続	大島隆明＝廣瀬健二 1042
規第222条の2（刑法第25条の2第1項の規定による保護観察の判決の通知等）	
規第222条の3（保護観察の成績の報告）	
規第222条の4（執行猶予取消請求の方式・法第349条）	
規第222条の5（資料の差出し・法第349条）	
規第222条の6（請求書の謄本の差出し、送達・法第349条等）	
第349条の2 刑の執行猶予取消しの手続	大島隆明＝廣瀬健二 1047
規第222条の7（口頭弁論請求権の通知等・法第349条の2）	
規第222条の8（出頭命令・法第349条等）	
規第222条の9（口頭弁論・法第349条の2）	
第350条 併合罪中大赦を受けない罪の刑を定める手続	大島隆明 1058
規第222条の10（準用規定・法第350条）	

第4章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

前説	田野尻猛 1063
----	-----------

第1節 合意及び協議の手續

第350条の2	合意の要件及び内容・対象犯罪	……………	田野尻猛	1064
第350条の3	弁護人の同意及び合意の方式	……………	田野尻猛	1076
第350条の4	合意に向けた協議の主体	……………	田野尻猛	1077
第350条の5	協議における供述の聴取	……………	田野尻猛	1079
第350条の6	司法警察員の関与	……………	田野尻猛	1083

第2節 公判手續の特例

第350条の7	合意がある被告人の事件における合意内容書面等の取調べ請求	……………	田野尻猛	1085
第350条の8	他人の刑事事件における合意内容書面等の取調べ請求	……………	田野尻猛	1088
第350条の9	他人の刑事事件における合意内容書面等の取調べ請求	……………	田野尻猛	1092

第3節 合意の終了

第350条の10	合意からの離脱事由及び離脱の方式	……………	田野尻猛	1094
第350条の11	不起訴合意の失効	……………	田野尻猛	1100
第350条の12	不起訴合意が失効した場合の証拠能力の制限	…	田野尻猛	1102

第4節 合意の履行の確保

第350条の13	合意違反の場合の公訴棄却等	……………	田野尻猛	1106
第350条の14	合意違反の場合の証拠能力の制限	……………	田野尻猛	1109
第350条の15	虚偽供述の罪等	……………	田野尻猛	1111

第5章 即決裁判手続

第1節 即決裁判手続の申立て

- 第350条の16 申立ての要件と手続 菊池浩 1114
 規第222条の11 (書面の添付・法第350条の16)
- 第350条の17 同意確認のための公的弁護人の選任 菊池浩 1118
 規第222条の12 (同意確認のための国選弁護人選任の請求・法第350条の17)
 規第222条の13 (同意確認のための私選弁護人選任の申出・法第350条の17)

第2節 公判準備及び公判手続の特例

- 第350条の18 職権による公的弁護人の選任 菊池浩 1119
- 第350条の19 検察官請求証拠の開示 菊池浩 1120
- 第350条の20 弁護人に対する同意の確認 菊池浩 1121
- 第350条の21 公判期日の指定 菊池浩 1121
 規第222条の18 (公判期日の指定・法第350条の21)
- 第350条の22 即決裁判手続による審判の決定 菊池浩 1122
 規第222条の14 (即決裁判手続の申立ての却下)
- 第350条の23 必要的弁護 菊池浩 1124
 規第222条の16 (弁護人選任に関する通知・法第350条の23)
 規第222条の17 (弁護人のない事件の処置・法第350条の23)
- 第350条の24 公判審理の方式 菊池浩 1126
 規第222条の19 (即決裁判手続による場合の特例)
 規第222条の20
 規第222条の21
- 第350条の25 即決裁判手続による審判の決定の取消し 菊池浩 1128
- 第350条の26 公訴取消しによる公訴棄却と再起訴 菊池浩 1129

第3節 証拠の特例

- 第350条の27 伝聞証拠排斥の適用除外 菊池浩 1133

第4節 公判の裁判の特例

第350条の28 即日判決の要請	菊池浩	1133
第350条の29 懲役又は禁錮の言渡し	菊池浩	1134
付録1 性犯罪に関する法改正（令和5年）の概要について	浅沼雄介	1139
付録2 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年）の概要について	栗木傑	1161
監修者・編集代表・編集委員・第3巻執筆者紹介		1209
第3巻判例索引		1211

第1巻目次（第1条～第188条の7）

第1編 総則

第1条 この法律の目的 廣瀬健二

第1章 裁判所の管轄

第2条 土地管轄 遠藤邦彦
 第3条 併合管轄——事物管轄 〃
 第4条 審判の分離——事物管轄 〃
 第5条 審判の併合——事物管轄 〃
 第6条 併合管轄——土地管轄 〃
 第7条 審判の分離——土地管轄 〃
 第8条 審判の併合——土地管轄 〃
 第9条 関連事件 〃
 第10条 同一事件と数個の訴訟係属 〃
 第11条 同一事件と数個の訴訟係属 〃
 第12条 管轄区域外の職務執行 〃
 第13条 管轄違いと訴訟手続の効力 〃
 第14条 管轄違いと要急処分 〃
 第15条 管轄移転の請求 〃
 第16条 管轄指定の請求 〃
 第17条 管轄移転の請求 〃
 第18条 管轄移転の請求 〃
 第19条 事件の移送 〃

第2章 裁判所職員の除斥及び忌避

第20条 除斥の原因 小倉哲浩
 第21条 忌避の原因、忌避申立権者 〃
 第22条 忌避申立ての時期 〃
 第23条 忌避申立てに対する決定 〃
 第24条 簡易却下手続 〃
 第25条 即時抗告 〃
 第26条 裁判所書記官の除斥・忌避 〃

第3章 訴訟能力

第27条 法人と訴訟行為の代表 小倉哲浩

第28条	意思無能力者と訴訟行為の代理	〃
第29条	特別代理人	〃

第4章 弁護及び補佐

第30条	弁護人選任時期、選任権者	廣瀬健二
第31条	資格、特別弁護人	〃
第31条の2	弁護人選任の申出	田野尻猛
第32条	選任の効力	遠藤邦彦
第33条	主任弁護人	〃
第34条	主任弁護人の権限	〃
第35条	弁護人の数の制限	〃
第36条	請求による被告人の弁護人選任	〃
第36条の2	資力申告書の提出	田野尻猛
第36条の3	私選弁護人選任申出の前置	〃
第37条	職権による被告人の弁護人選任	遠藤邦彦
第37条の2	被疑者の国選弁護	田野尻猛
第37条の3	選任請求の手續	〃
第37条の4	職権による選任	〃
第37条の5	複数の弁護人の選任	〃
第38条	国選弁護人の資格・報酬等	遠藤邦彦
第38条の2	選任の効力の終期	田野尻猛
第38条の3	弁護人の解任	〃
第38条の4	虚偽の資力申告書の提出に対する制裁	〃
第39条	被告人・被疑者との接見交通	廣瀬健二
第40条	書類・証拠物の閲覧・謄写	遠藤邦彦
第41条	独立行為権	廣瀬健二
第42条	補佐人	遠藤邦彦

第5章 裁判

第43条	判決、決定・命令	加藤陽
第44条	裁判の理由	〃
第45条	判事補の権限	〃
第46条	謄本の請求	〃

第6章 書類及び送達

第47条	訴訟書類の非公開	吉田正喜
第48条	公判調書の作成、整理	加藤陽
第49条	被告人の公判調書閲覧権	吉田正喜

第50条	公判調書の未整理と当事者の権利	加藤陽
第51条	公判調書の記載に対する異議申立て	〃
第52条	公判調書の証明力	〃
第53条	訴訟記録の閲覧	吉田正喜
第53条の2	情報公開法の適用除外	〃
第54条	送達	加藤陽

第7章 期間

第55条	期間の計算	加藤陽
第56条	法定期間の延長	〃

第8章 被告人の召喚、勾引及び勾留

第57条	召喚	川田宏一
第58条	勾引	〃
第59条	勾引の効力	〃
第60条	勾留の理由、期間・期間の更新	〃
第61条	勾留と被告事件の告知	〃
第62条	令状	〃
第63条	召喚状の方式	〃
第64条	勾引状・勾留状の方式	〃
第65条	召喚の手続	〃
第66条	勾引の嘱託	〃
第67条	嘱託による勾引の手続	〃
第68条	出頭命令・同行命令・勾引	〃
第69条	裁判長の権限	〃
第70条	勾引状・勾留状の執行	〃
第71条	勾引状・勾留状の管轄区域外における執行・執行の嘱託	〃
第72条	被告人の捜査・勾引状・勾留状の執行の嘱託	〃
第73条	勾引状・勾留状執行の手続	〃
第74条	護送中の仮留置	〃
第75条	勾引された被告人の留置	〃
第76条	勾引された被告人と公訴事実・弁護人選任権の告知	〃
第77条	勾留と弁護人選任権等の告知	〃
第78条	弁護人選任の申出	〃
第79条	勾留と弁護人等への通知	〃
第80条	勾留と接見交通	〃
第81条	接見交通の制限	〃
第82条	勾留理由開示の請求	〃

第83条	勾留の理由の開示	〃
第84条	勾留理由の開示の方式	〃
第85条	受命裁判官による勾留理由の開示	〃
第86条	数個の勾留理由開示の請求	〃
第87条	勾留の取消し	〃
第88条	保釈の請求	〃
第89条	必要的保釈	〃
第90条	職権保釈	〃
第91条	不当に長い拘禁と勾留の取消し・保釈	〃
第92条	保釈と検察官の意見	〃
第93条	保証金額、保釈の条件	〃
第94条	保釈の手続	〃
第95条	勾留の執行停止	〃
第96条	保釈等の取消し、保証金の没取	〃
第97条	上訴と勾留に関する決定	〃
第98条	保釈の取消し等と収容の手続	〃

第9章 押収及び搜索

第99条	差押え、提出命令	和田雅樹 = 吉田雅之
第99条の2	記録命令付差押え	吉田雅之
第100条	郵便物等の押収	和田雅樹
第101条	領置	〃
第102条	搜索	〃
第103条	公務上秘密と押収	〃
第104条	公務上秘密と押収	〃
第105条	業務上秘密と押収	〃
第106条	令状	〃
第107条	差押状・記録命令付差押状・搜索状の方式	和田雅樹 = 吉田雅之
第108条	差押状・記録命令付差押状・搜索状の執行	和田雅樹
第109条	執行の補助	〃
第110条	執行の方式	〃
第110条の2	電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法	吉田雅之
第111条	押収搜索と必要な処分	和田雅樹
第111条の2	搜索・差押えの際の協力要請	吉田雅之
第112条	執行中の出入禁止	和田雅樹
第113条	当事者の立会い	〃
第114条	責任者の立会い	〃
第115条	女子の身体の搜索と立会い	〃

第116条	時刻の制限	〃
第117条	時刻の制限の例外	〃
第118条	執行の中止と必要な処分	〃
第119条	証明書の交付	〃
第120条	押取目録の交付	〃
第121条	押取物の保管、廃棄	〃
第122条	押取物の代価保管	〃
第123条	還付、仮還付	和田雅樹 = 吉田雅之
第124条	押取贓物の被害者還付	和田雅樹
第125条	受命裁判官、受託裁判官	〃
第126条	勾引状等の執行と被告人の搜索	〃
第127条	勾引状等の執行と被告人の搜索	〃

第10章 検 証

第128条	検 証	飯島泰
第129条	検証と必要な処分	〃
第130条	時刻の制限	〃
第131条	身体検査に関する注意、女子の身体検査と立会い	〃
第132条	身体検査のための召喚	〃
第133条	出頭拒否と過料等	〃
第134条	出頭拒否と刑罰	〃
第135条	出頭拒否と勾引	〃
第136条	召喚・勾引に関する準用規定	〃
第137条	身体検査の拒否と過料等	〃
第138条	身体検査の拒否と刑罰	〃
第139条	身体検査の直接強制	〃
第140条	身体検査の強制に関する訓示規定	〃
第141条	検証の補助	〃
第142条	準用規定	〃

第11章 証人尋問

第143条	証人の資格	中村光一
第144条	公務上秘密と証人資格	〃
第145条	同 前	〃
第146条	自己の刑事責任と証言拒絶権	〃
第147条	近親者の刑事責任と証言拒絶権	〃
第148条	同前の例外	〃
第149条	業務上秘密と証言拒絶権	〃

第150条	出頭義務違反と過料等	〃
第151条	出頭義務違反と刑罰	〃
第152条	再度の召喚・勾引	〃
第153条	準用規定	〃
第153条の2	証人の留置	〃
第154条	宣誓	〃
第155条	宣誓無能力	〃
第156条	推測事項の証言	〃
第157条	当事者の立会権、尋問権	〃
第157条の2	証人への付添い	〃
第157条の3	証人尋問の際の証人の遮へい	〃
第157条の4	ビデオリンク方式による証人尋問	〃
第158条	証人の裁判所外への喚問・所在尋問、当事者の権利	〃
第159条	同 前	〃
第160条	宣誓証言の拒絶と過料等	〃
第161条	宣誓証言の拒絶と刑罰	〃
第162条	同行命令・勾引	〃
第163条	受命裁判官、受託裁判官	〃
第164条	証人の旅費・日当・宿泊料	〃

第12章 鑑 定

第165条	鑑 定	村越一浩
第166条	宣誓	〃
第167条	鑑定留置、留置状	〃
第167条の2	鑑定留置と勾留の執行停止	〃
第168条	鑑定と必要な処分、許可状	〃
第169条	受命裁判官	〃
第170条	当事者の立会い	〃
第171条	準用規定	〃
第172条	裁判官に対する身体検査の請求	〃
第173条	鑑定料・鑑定必要費用等	〃
第174条	鑑定証人	〃

第13章 通訳及び翻訳

第175条	通 訳	村越一浩
第176条	同 前	〃
第177条	翻 訳	〃
第178条	準用規定	〃

第14章 証拠保全

第179条	証拠保全の請求	小倉哲浩
第180条	証拠保全された書類・証拠物の閲覧謄写	〃

第15章 訴訟費用

第181条	訴訟費用の被告人負担	小倉哲浩
第182条	共犯人の連帯負担	〃
第183条	告訴人等の負担	〃
第184条	上訴又は再審の取下げとその費用負担	〃
第185条	訴訟費用の被告人負担の裁判	〃
第186条	訴訟費用の被告人以外の者の負担の裁判	〃
第187条	訴訟費用負担の決定	〃
第187条の2	公訴の提起がないとき	田野尻猛
第188条	費用負担額の算定	小倉哲浩

第16章 費用の補償

第188条の2	無罪の場合の費用補償	小倉哲浩
第188条の3	無罪の場合の費用補償の決定	〃
第188条の4	検察官上訴の場合の費用補償	〃
第188条の5	検察官上訴の場合の費用補償の決定	〃
第188条の6	補償費用の範囲	〃
第188条の7	補償手続等	〃

第2巻目次（第189条～第270条）

第2編 第一審

第1章 捜査

第189条	一般司法警察職員と捜査	河村博
第190条	特別司法警察職員	〃
第191条	検察官、検察事務官と捜査	〃
第192条	捜査に関する協力	〃
第193条	検察官の司法警察職員に対する指示・指揮	〃

第194条	司法警察職員に対する懲戒・罷免の訴追	〃
第195条	検察官・検察事務官の管轄区域外における職務執行	〃
第196条	捜査関係者に対する訓示規定	〃
第197条	捜査に必要な取調べ	廣瀬健二
第198条	被疑者の出頭要求・取調べ	川出敏裕
第199条	逮捕状による逮捕の要件	久木元伸 = 川出敏裕
第200条	逮捕状の方式	久木元伸
第201条	逮捕状による逮捕の手続	〃
第202条	検察官・司法警察員への引致	〃
第203条	司法警察員の手続・検察官送致の時間の制限	〃
第204条	検察官の手続・勾留請求の時間の制限	〃
第205条	司法警察員から送致を受けた検察官の手続・勾留請求の時間の制限	〃
第206条	制限時間の不遵守と免責	〃
第207条	被疑者の勾留	菅原暁
第208条	起訴前の勾留期間、期間の延長	〃
第208条の2	勾留期間の再延長	〃
第209条	逮捕状による逮捕に関する準用規定	〃
第210条	緊急逮捕	安永健次
第211条	緊急逮捕と準用規定	〃
第212条	現行犯人	〃
第213条	現行犯逮捕	〃
第214条	私人による現行犯逮捕と被逮捕者の引渡し	〃
第215条	現行犯人を受け取った司法巡査の手続	〃
第216条	現行犯人と準用規定	〃
第217条	軽微事件と現行犯逮捕	〃
第218条	令状による差押え・記録命付差押え・捜索・検証	高崎秀雄 = 吉田雅之
第219条	差押え等の令状の方式	〃
第220条	令状によらない差押え・捜索・検証	上富敏伸
第221条	領置	〃
第222条	押収・捜索・検証に関する準用規定、検証の時刻の制限、 被疑者の立会い、身体検査を拒否した者に対する制裁	〃
第222条の2	電気通信の傍受を行う強制処分	〃
第223条	第三者の任意出頭・取調べ・鑑定等の嘱託	眞田寿彦
第224条	鑑定の嘱託と鑑定留置の請求	〃
第225条	鑑定受託者と必要な処分、許可状	〃
第226条	証人尋問の請求	〃
第227条	証人尋問の請求	〃
第228条	証人尋問	〃

第229条	検 視	〃
第230条	告訴権者	〃
第231条	告訴権者	〃
第232条	告訴権者	〃
第233条	告訴権者	〃
第234条	告訴権者の指定	〃
第235条	告訴期間	〃
第236条	告訴期間の独立	〃
第237条	告訴の取消し	〃
第238条	告訴の不可分	〃
第239条	告 発	〃
第240条	告訴の代理	〃
第241条	告訴・告発の方式	〃
第242条	告訴・告発を受けた司法警察員の手続	〃
第243条	準用規定	〃
第244条	外国代表者等の告訴の特別方式	〃
第245条	自 首	〃
第246条	司法警察員から検察官への事件の送致	〃

第2章 公 訴

第247条	国家訴追主義	白木功
第248条	起訴便宜主義	廣瀬健二
第249条	公訴の効力の人的範囲	馬場嘉郎
第250条	公訴時効期間	〃
第251条	時効期間の標準となる刑	〃
第252条	時効期間の標準となる刑	〃
第253条	時効の起算点	〃
第254条	公訴の提起と時効の停止	〃
第255条	その他の理由による時効の停止	〃
第256条	起訴状、訴因、罰条	濱田毅
第257条	公訴の取消し	白木功
第258条	他管送致	〃
第259条	被疑者に対する不起訴処分告知	〃
第260条	告訴人等に対する起訴・不起訴等の通知	〃
第261条	告訴人等に対する不起訴理由告知	〃
第262条	公務員職権濫用罪等の告訴告発事件の審判請求	大島隆明
第263条	審判請求の取下	〃
第264条	再度の考案による起訴	〃

第265条	審判請求事件の審判	〃
第266条	審判請求事件の決定	〃
第267条	公訴提起とみなされる決定	〃
第267条	の2 付審判決定の通知	菊池浩
第268条	公訴維持のための指定弁護士	大島隆明
第269条	審判請求事件の費用の賠償	〃
第270条	検察官の書類・証拠物の閲覧・謄写権	〃
[付録]	刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年）の概要について	吉田雅之

第4巻目次（第351条～第507条）

第3編 上 訴

第1章 通 則

前 説		前田巖
第351条	上訴権者	〃
第352条	抗告権者	〃
第353条	被告人のための上訴	〃
第354条	勾留の理由開示請求事件についての上訴	〃
第355条	原審代理人・弁護人の上訴	〃
第356条	被告人のための上訴の制限	〃
第357条	裁判の一部に対する上訴	〃
第358条	上訴提起期間の進行	〃
第359条	上訴の放棄又は取下げ	〃
第360条	書面による被告人の同意による上訴の放棄・取下げ	〃
第360条の2	上訴の放棄の禁止	〃
第360条の3	上訴放棄の手続	〃
第361条	再上訴の禁止	〃
第362条	上訴権回復の請求	〃
第363条	上訴権回復請求の手続	〃
第364条	即時抗告	〃
第365条	上訴権回復請求と裁判の執行停止	〃
第366条	収容中の被告人に関する特別	〃
第367条	被収容者の上訴放棄・上訴取下げ・上訴権回復請求	〃

第2章 控訴

第372条	控訴を許す判決	鹿野伸二
第373条	控訴提起期間	〃
第374条	控訴提起の方式	〃
第375条	第1審裁判所による控訴棄却の決定	〃
第376条	控訴趣意書	〃
第377条	控訴申立理由と控訴趣意書——絶対的控訴理由	〃
第378条	同前——絶対的控訴理由	〃
第379条	同前——訴訟手続の法令違反	〃
第380条	同前——法令の適用の誤り	〃
第381条	同前——量刑不当	〃
第382条	同前——事実誤認	〃
第382条の2	同前——弁論終結後の事情	〃
第383条	同前——再審事由その他	〃
第384条	控訴理由	〃
第385条	控訴棄却の決定	〃
第386条	同前	〃
第387条	弁護人の資格	〃
第388条	弁論能力	〃
第389条	弁論	〃
第390条	被告人の出頭	〃
第391条	弁護人の不出頭等	〃
第392条	調査の範囲	〃
第393条	事実の取調べ	〃
第394条	証拠能力	〃
第395条	控訴棄却の判決	中谷雄二郎
第396条	同前	〃
第397条	破棄の判決	〃
第398条	破棄差戻	〃
第399条	破棄移送	〃
第400条	破棄差戻・移送・自判	〃
第401条	共同被告人のための破棄	〃
第402条	不利益変更の禁止	〃
第403条	公訴棄却の決定	〃
第403条の2	控訴の制限	菊池浩
第404条	準用規定	中谷雄二郎

第3章 上告

第405条	上告の対象となる判決・上告理由	池田修
第406条	上告審としての事件受理	〃
第407条	上告趣意書	〃
第408条	弁論を経ない上告棄却の判決	〃
第409条	被告人の召喚不要	〃
第410条	上告理由がある場合の原判決破棄の判決	〃
第411条	上告理由のない場合の原判決破棄の判決	〃
第412条	破棄移送	〃
第413条	破棄差戻し・移送・自判	〃
第413条の2	上告審における破棄事由の制限	菊池浩
第414条	準用規定	池田修
第415条	訂正の判決	〃
第416条	訂正判決の弁論	〃
第417条	判決訂正申立て棄却の決定	〃
第418条	上告判決の確定	〃

第4章 抗告

第419条	一般抗告を許す決定	原田國男
第420条	判決前の決定に対する抗告	〃
第421条	通常抗告の時期	〃
第422条	即時抗告の提起期間	〃
第423条	抗告の手續	〃
第424条	通常抗告と執行停止	〃
第425条	即時抗告の執行停止の効力	〃
第426条	抗告に対する決定	〃
第427条	再抗告の禁止	〃
第428条	高等裁判所の決定に対する抗告の禁止、抗告に代わる異議申立て	〃
第429条	準抗告	〃
第430条	捜査機関の処分に対する準抗告	〃
第431条	準抗告の手續	〃
第432条	抗告に関する規定の準用	〃
第433条	特別抗告	〃
第434条	一般抗告に関する規定の準用	〃

第4編 再審

第435条	再審の請求と理由	池田修
第436条	再審の請求と理由	〃
第437条	確定判決に代わる証明	〃
第438条	再審請求と管轄	〃
第439条	再審請求権者	〃
第440条	弁護人の選任	〃
第441条	再審請求の時期	〃
第442条	再審請求と執行停止の効力	〃
第443条	再審請求の取下げ	〃
第444条	被收容者に関する特則	〃
第445条	事実の取調べ	〃
第446条	請求棄却の決定	〃
第447条	請求棄却の決定	〃
第448条	再審開始の決定	〃
第449条	請求の競合による棄却決定	〃
第450条	即時抗告	〃
第451条	再審の審判	〃
第452条	不利益変更の禁止	〃
第453条	無罪判決の公示	〃

第5編 非常上告

第454条	非常上告理由	三浦守
第455条	申立ての方式	〃
第456条	公判期日	〃
第457条	棄却の判決	〃
第458条	破棄の判決	〃
第459条	判決の効力	〃
第460条	調査範囲、事実の取調べ	〃

第6編 略式手続

第461条	略式命令	三浦守
第461条の2	略式手続についての説明と被疑者の異議	〃
第462条	略式命令の請求	〃

第463条	通常の審判	〃
第463条の2	公訴提起の失効	〃
第464条	略式命令の方式	〃
第465条	正式裁判の請求	〃
第466条	正式裁判請求の取下げ	〃
第467条	上訴規定の準用	〃
第468条	正式裁判請求の棄却、通常の裁判	〃
第469条	略式命令の失効	〃
第470条	略式命令の効力	〃

第7編 裁判の執行

第471条	裁判の確定と執行	平尾覚
第472条	執行指揮	〃
第473条	執行指揮の方式	〃
第474条	刑の執行の順序	〃
第475条	死刑執行の命令	〃
第476条	死刑執行の期限	〃
第477条	死刑執行の立会者	〃
第478条	執行始末書	〃
第479条	死刑の執行停止	〃
第480条	自由刑の必要的執行停止	〃
第481条	自由刑の必要的執行停止の事後処分	〃
第482条	自由刑の任意的執行停止	〃
第483条	訴訟費用の裁判の執行停止	〃
第484条	執行のための呼出	〃
第485条	収容状の発付	〃
第486条	検事長に対する収容の請求	〃
第487条	収容状の方式	〃
第488条	収容状の効力	〃
第489条	収容状の執行	〃
第490条	財産刑等の執行	〃
第491条	相続財産に対する執行	〃
第492条	合併後の法人に対する執行	〃
第493条	仮納付の執行の調整	〃
第494条	仮納付の執行と本刑の執行	〃
第495条	勾留日数の法定通算	〃
第496条	没収物の処分	〃

第497条	没収物の交付	〃
第498条	偽造変造の表示	〃
第498条の2	不正に作られた電磁的記録の消去等	吉田雅之
第499条	還付不能と公告	平尾覚
第499条の2	電磁的記録に係る記録媒体の還付不能	吉田雅之
第500条	訴訟費用執行免除の申立	平尾覚
第500条の2	訴訟費用の予納	〃
第500条の3	訴訟費用の裁判の執行	〃
第500条の4	予納金の返還	〃
第501条	解釈の申立	〃
第502条	異議の申立	〃
第503条	申立の取下げ	〃
第504条	即時抗告	〃
第505条	労役場留置の執行	〃
第506条	執行費用の負担	〃
第507条	公務所等への照会	〃
[付録]	刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年）の概要について	吉田雅之

第2編 第一審（続）

第3章 公判

〈前説細目次〉

- 1 意義 3
- 2 公判の基本原則 3
 - (1) 公開主義 3
 - (2) 口頭主義 5
 - (3) 直接主義 5
 - (4) 集中審理主義（継続審理主義） 5

1 意義

公判とは公判手続の意味で、裁判所が被告事件について審理・裁判（審判）すべき手続、すなわち、公訴提起から裁判が確定し、その事件が裁判所の手を離れるまでの全過程をいう（広義。田宮・刑訴233）。そのうち公判期日における訴訟手続のみを指す場合もある（狭義）。本章は、第1審における広義の公判手続に関する規定である。公判準備とは、裁判所及び訴訟関係人によって公判手続の準備のため行われる手続である。

2 公判の基本原則

(1) 公開主義

審判を公開の法廷で行う原則で、その傍聴を一般国民に認めることとされている。憲法上、裁判の対審及び判決の公開（憲82Ⅰ）、公開裁判を受ける刑事被告人の権利（憲37Ⅰ）として保障されている。その趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては国民の信頼を確保しようとするところにある（最大判平元・3・8民集43・2・89、最大決昭33・2・17刑集12・2・253）。したがって、国民に傍聴する権利を付与し、在廷する傍聴人に証拠の詳細な内容や証人の証言内容をつぶさに知る権利を付与するものではない（東京高判平26・7・10 LEX/DB25504336）。対審については公開停止の例外が認められ（憲82Ⅱ）、公開停止の決定の効力は以降の公判期日にも及ぶが（最判昭24・12・20刑集3・12・2036）、風俗を

害するおそれがあるとして裁判所が公開を停止した場合、その効力は結審後の判決宣告期日には及ばない（最大判昭23・6・14刑集2・7・680）。裁判の対審は、狭義の公判手続を指すので、準備手続や公判準備（最大決昭23・11・8刑集2・12・1498）、再審開始の要否を定める手続（最大決昭42・7・5刑集21・6・764）は公開を要しない。必要性のある期日外尋問（281）を実施することは公開原則に反しない（東京高判平28・9・7判時2349・83）。また、合理的な例外は認められるので、法廷の広さ・構造等からの合理的な人数制限は許される（大阪高判昭29・6・12特報28・147参照）。被告人、証人等の十分な供述を確保するため特定の傍聴人を退廷させること（規202）は公開主義に反しない（最決昭35・7・11裁判所時報309・5。広島高判昭27・12・8特報20・114参照）。また、傍聴券配布事件で開廷中、任意に退廷した傍聴人の再入廷、傍聴人の交代を認めないこと、退廷によって生じた空席の新たな傍聴券を発行しないことなどの裁判長の措置は法廷警察権の行使として適法であり、憲法37条・82条の公開主義に反しない（東京高判昭57・8・5刑裁月報14・7・8・565、東京高決平24・1・6 LEX/DB25480459）。証人尋問の際、傍聴人と証人との間の遮へい措置（衝立てを置き見えなくするなど。157の5Ⅱ）、ビデオリンク方式（別室の証人等とのテレビ会話。157の6Ⅰ）やこれら双方の併用がなされた場合であっても、審理は公開されているといえ、公開主義に反するものとはいえない（最判平17・4・14刑集59・3・259、東京高判平28・9・7判時2349・83）。被害者特定事項の秘匿決定（290の2Ⅰ・Ⅲ）がなされた場合にも、裁判を非公開とするものではないから、公開主義には反しない（最決平20・3・5判タ1266・149、仙台高秋田支判平29・10・3 LEX/DB25548308）。上記遮へい措置、ビデオリンク方式、被害者特定事項の秘匿が全て行われている場合も同様に公開主義に反しない（大阪高判平29・1・20 LEX/DB25545254）。同様の趣旨で、不正競争防止法の営業秘密構成情報特定事項の秘匿決定（同法23Ⅰ・Ⅲ）や公判期日外の証人尋問等（同法26Ⅰ・Ⅱ）がなされた場合についても、公開主義に反しないと解される（吉田・注釈刑訴〔第3版〕4・6）。なお、裁判長は、被害者等から公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席、傍聴希望者の数その他の事情を考慮しつつ、申し出た者が傍聴できるよう配慮しなければならない（犯罪被害保護2）。

公判廷における写真撮影、録音、放送を裁判所の許可にかからしめること

(規215)も許される(写真撮影について、最大決昭33・2・17刑集12・2・253)。もっとも、報道機関の取材メモは憲法21条1項の派生原理としての取材の自由の趣旨から尊重される(最大決昭44・11・26刑集23・11・1490、最大判昭58・6・22民集37・5・793)ほか、傍聴人が法廷でメモをとることは、憲法82条1項で権利として保障されるものではないが、裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、その見聞する裁判を認識・記憶するためにされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない(最大判平元・3・8民集43・2・89)。訴訟記録の公開(53)もこの原則の一つの現れといえるが、直結するものではないので、記録の保存、裁判所・検察庁の事務の支障等からの制限は認められる(53I但・II、刑訴記録4)。憲法82条は刑事確定記録の閲覧を権利として要求できることまで認めたものではない(最決平2・2・16判時1340・145)。

(2) 口頭主義

証拠調べを含む手続の進行に関し、書面等により密室で処理できないように口頭で行うことを原則とするものであり、証拠書類の朗読による取調べ(305、規203条の2)、判決が口頭弁論に基づくこと(43I)などに現れている(田宮・刑訴236)。

(3) 直接主義

裁判所が直接取り調べた証拠だけを裁判の基礎とできるとする原則である。裁判所が直接オリジナルな証拠に接するべきで他の証拠での代用はできないという原則と裁判所が自ら証拠調べをして心証をとるべきだという原則の両面があり、後者からは裁判官交代の場合の公判手続の更新(315、規213条の2)、受命・受託裁判官利用の例外性(316)が導かれる(田宮・刑訴236)。

(4) 集中審理主義(継続審理主義)

審理に2日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならない(旧規179の2I)とされ、この原則が示されていたが、訓示規定と解され(最判昭37・3・22刑集16・3・291)、実効性に欠けるとされていた。他に、第1回公判期日前の事前準備(旧規178の2～178の11)、不出頭、期日変更等に関する規定(旧規179の3～179の6・182)、準備手続(旧規194～194の6・195)なども規定されていたが、連日的開廷の原則は、平成16年法律第62号による改正により、281条の6として法に格上

裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができることとされ（46）、被告人又は弁護人が同条により裁判書の謄本又は抄本の交付を請求した場合、その請求が適法である限り、裁判所は、当該請求に係る裁判書の謄本又は抄本を交付しなければならないと解されている。

本法による刑事訴訟法の改正により、起訴状における個人特定事項の秘匿措置をとることができることとされたが、当該個人特定事項について、裁判所が被告人又は弁護人に裁判書等の謄本等を交付するに当たり、一貫して秘匿措置をとることができなければ、起訴状における個人特定事項の秘匿措置の趣旨が没却されることとなる。

そこで、起訴状における個人特定事項の秘匿措置がとられた場合において、裁判所は、

- 弁護人に送達するものとして起訴状の謄本の提出があった事件について、弁護人から46条による裁判書の謄本又は抄本の交付の請求があったときには、原則として、弁護人にこれらを交付するに当たり、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものを被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができ（271の6Ⅲ）、
- 弁護人に送達するものとして起訴状抄本等の提出があった事件については、原則として、
 - ・ 弁護人に対し、裁判書の抄本であって起訴状における個人特定事項の秘匿措置の対象とされた個人特定事項の記載がないものを交付し、
又は
 - ・ 弁護人に裁判書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、起訴状における個人特定事項の秘匿措置の対象とされた個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができ（271の6Ⅳ）、
- 被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から46条により裁判書の謄本又は抄本の交付の請求があったときは、原則として、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）に対し、裁判書の抄本であって起訴状における個人特定事項の秘匿措置の対象とされた個人特定事項の

記載がないものを交付することができる（271の6 V）
こととされた。

(4) 訴因変更等手続における個人特定事項の秘匿措置

裁判実務においては、例えば、訴因の追加をする場合等には、書面に犯罪被害者等の氏名等の情報を記載することが原則とされており、従来、当該書面を被告人に送達すること（令和5年最高裁判所規則第10号による改正前の刑訴規209 I・Ⅲ）を通じて、被告人が犯罪被害者等の氏名等を知り得ることとなり、前記1の事態が生じ得ることとなっていた。

そこで、

- 検察官は、前記2(2)ア又はイに掲げる者と同様の者の個人特定事項について、裁判所に対し、訴因変更等請求書面の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができ（312の2 I）、
 - 当該求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の謄本に代わるものを提出して行わなければならない（同条Ⅱ）、
 - 裁判所は、訴因変更等請求書面の謄本に代わるものの提出があったときは、遅滞なくこれを被告人に送達しなければならない（同条Ⅲ）
- こととされるとともに、起訴状における個人特定事項の秘匿措置がとられたことを前提とする証拠開示、訴訟に関する書類等の閲覧・謄写等における個人特定事項の秘匿措置についても、これらをとることができることとされた（同条Ⅳ）。

(5) 略式命令の請求における個人特定事項の秘匿措置

ア 検察官が略式命令の請求をした場合において、当該請求が不相当であることなどを理由として、通常の規定に従い審判をしなければならないときは、裁判所は、起訴状の謄本を被告人に送達しなければならないこととされている（本法による改正前の刑訴463 I・Ⅱ・Ⅳ）。

裁判実務において、起訴状には犯罪被害者等の氏名等の情報を記載するのが原則とされており、従来、前記の送達を通じて、被告人が犯罪被害者等の氏名等を知り得ることとなり、前記1の事態が生じ得ることとなっていた。

そこで、略式命令の請求があった場合において、同請求が不相当であることなどを理由として、通常の規定に従い審判をしなければならないときは、起訴状における個人特定事項の秘匿措置と同様の措置をとることができることとされた（463V）。

イ 起訴状抄本等の公訴事実が他の犯罪事実との識別ができないものである場合には、前記4（3）のとおり、「公訴提起の手続がその規定に違反した」（338④）ものとして判決による公訴棄却の対象となるところ、このことは略式命令の請求があった場合において、当該請求が不相当であることなどを理由として、通常の規定に従い審判をしなければならないときも同様とすべきである。

もっとも、この場合に検察官が裁判所に起訴状抄本等を提出することとなるのは、公訴の提起及びそれと同時にした略式命令の請求の後となることから、起訴状抄本等の公訴事実が他の事実との識別ができないものである場合に、「公訴提起の手続がその規定に違反した」といえるかについて疑義が生じることとなる。

そこで、この場合における起訴状抄本等の提出は、同号の適用については、公訴の提起においてされたものとみなすこととされた（463VI）。

ウ 略式命令の請求があった場合において、当該請求が不相当であることなどを理由として、通常の規定に従い審判をしなければならないときには、裁判所が遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない旨規定する271条の適用があるものとされているが、略式命令を受けた者又は検察官から適法な正式裁判の請求があったことから通常の規定に従い審判をしなければならない場合（468II）には、起訴状の謄本は被告人に送達されないものと解されている。

そのため、適法な正式裁判の請求があった場合には、被告人に対する起訴状の謄本の送達がなされることを前提とした措置である起訴状における個人特定事項の秘匿措置及び当該秘匿措置に引き続いてとることができる個人特定事項の秘匿措置について定める規定をそのまま適用することができず、個人特定事項の秘匿措置をとることができることとするためには別途の規定が必要となる。

そこで、

裁判例コンメンタル刑事訴訟法

監修者・編集代表・編集委員・第3巻執筆者紹介（令和6年5月現在、50音順）

〈監修者〉

井上 正仁 法務省特別顧問、東京大学名誉教授

〈編集代表〉

河村 博 弁護士、元名古屋高等検察庁検事長
 酒巻 匡 早稲田大学大学院法務研究科教授
 原田 國男 弁護士、元東京高等裁判所判事
 廣瀬 健二 早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、元東京高等裁判所判事

〈編集委員〉

大島 隆明 弁護士、元東京高等裁判所判事
 三浦 守 元大阪高等検察庁検事長

〈第3巻執筆者〉

秋吉 淳一郎 国家公務員倫理審査会会長、元仙台高等裁判所長官
 浅沼 雄介 仙台地方検察庁検事
 江見 健一 東京高等裁判所判事
 大川 隆男 東京高等裁判所判事
 大谷 晃大 弁護士、元仙台高等検察庁検事長
 岡本 章 東京高等検察庁検事
 加藤 経将 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
 加藤 俊治 名古屋地方検察庁検事正
 河原 俊也 東京高等裁判所判事
 菊池 浩 出入国管理庁長官・検事
 栗木 傑 東京地方検察庁検事
 杉田 宗久 元大阪高等裁判所判事
 田野尻 猛 最高検察庁総務部長
 廣瀬 健二 早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、元東京高等裁判所判事
 藤宗 和香 元最高検察庁検事
 村中 孝一 徳島地方検察庁検事正
 山室 恵 弁護士、元東京高等裁判所判事
 吉田 雅之 法務省大臣官房審議官

第3卷判例索引

大審院、最高裁判所

大判明33・6・30民録6・6・174	175	大判大14・3・6刑集4・149	872
大判明37・6・27刑録10・1416	790, 941	大判大14・3・14刑集4・162	881, 883
大判明41・3・20刑録14・270	973	大判大14・3・26刑集4・213	1034
大判明43・11・17刑録16・2016	840	大判大14・5・23刑集4・319	873
大判明44・5・23刑録17・747	874	大決大14・6・10刑集4・396	33, 42
大判明44・12・18刑録17・2208	1031	大判大14・6・29刑集4・8・449	926
大判大2・1・31刑録19・151	522	大判大14・7・1刑集4・465	882
大判大3・2・4刑録20・119	845	大判大14・10・8刑集4・582	249
大判大3・5・15刑録20・899	528	大決大14・10・30法律学説判例評論全集15	
大判大3・9・16刑録20・1595	528	刑訴101	841
大判大4・10・5刑録21・1437	840	大判大14・11・6刑集4・641	258
大判大4・10・29刑録21・1751	855	大判大14・11・30刑集4・684	567
大判大5・7・1刑録22・1191	938	大判大14・12・12刑集4・755	567
大判大5・9・25刑録22・1439	565	大判大15・5・25刑集5・5・189	126
大判大6・4・19刑録23・401	521, 857	大判大15・5・28刑集5・192	1031
大判大6・5・23刑録23・517	1031	大判大15・9・21新聞2613・10	32
大判大6・6・9刑録23・634	873	大判大15・11・12刑集5・525	405
大判大7・5・24刑録24・647	546	大判大15・12・16刑集5・581	86
大判大7・6・22刑録24・851	528	大判昭2・1・31刑集6・15	86
大判大8・2・19刑録25・220	566	大判昭2・4・13刑集6・141	67
大判大10・3・25刑録27・185	943	大判昭2・7・12刑集6・266	878
大判大10・7・8民録27・1373	1035	大判昭2・9・30新聞2759・11	842
大判大11・9・8刑集1・427	856	大判昭2・10・21刑集6・392	856
大判大12・11・20刑集2・820	786	大判昭2・12・2新聞2791・10	252
大判大13・1・21刑集3・1	258	大判昭2・12・15新聞2797・15	86
大判大13・2・15刑集3・121	862	大判昭3・1・28刑集7・33	861
大判大13・3・18刑集3・223	879	大判昭3・2・21刑集7・102	253
大判大13・3・25刑集3・237	864	大判昭3・6・27刑集7・7・445	939
大判大13・4・7刑集3・329	901	大判昭4・4・13法律学説判例評論全集18	
大決大13・4・26刑集3・368	70	刑訴163	879
大判大13・6・24刑集3・538	410	大判昭4・4・30刑集8・222	886
大判大13・7・2刑集3・551	405	大決昭5・10・11刑集9・729	32
大判大13・7・7刑集3・557	130	大判昭5・10・16法律学説判例評論全集20	
大判大13・7・22刑集3・594	567	刑訴21	882
大判大13・10・9刑集3・648	567	大判昭5・11・15新聞3211・7	567
大決大14・2・24刑集4・84	836	大判昭6・5・14刑集10・219	405

裁判例コンメンタール刑事訴訟法 第3巻

令和6年8月15日 第1刷発行

監修者 井 上 正 仁
編集代表 河 村 博
酒 卷 匡
原 田 國 男
廣 瀬 健 二
発行者 橘 茂 雄
発行所 立 花 書 房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561(代表)
FAX 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>